

國學院大學學術情報リポジトリ

Discussion hall : On the Japanese Constitution

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Miyamoto, Keichi メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000289

日本国憲法と国民の責務を巡って

宮元啓一

近年、日本国憲法を改正すべきか否かを巡って、改憲派と護憲派との間で議論が戦わされています。そのどちらをよしとするかについては今は判断を留保するとしまして、ちょっと気になって仕方のない論調が、一部の護憲派から始まってじわじわと広がりつつあります。それは、そもそも憲法は権力者の手足を縛ることに趣旨としており、国民（そうした人達はどうしても「市民」といいがるようですが）には何の義務も責務も規定するものではない、というものです。上野千鶴子氏あたりがそもそもその言い出しっぺだったようですが、それはともかくとしまして。

日本国憲法の「憲法」は、英語で言えば *constitution*、「組織や構造物を造り上げること」を原義としています。では造り上げる主体は何なのでしょう。これこそが主権在民 (*Sovereignty rests with the people*) をベースとする民主主義の根幹を成す問題です。

南北戦争の最中、奴隷解放を訴えるアメリカ合衆国大統領エイブラム・リンカーンが行った演説は有名ですね。The government of the people, by the people (and for the people、訳せば「国民」「市民」という訳は誤解の元です）自らを統治する、国民自らの手に成る、国民自らを益する機構」ということです。

つまり、主権在民の上に成り立っている日本国憲法の骨格は、何らの特権も持たない平の日本国民が自分たちを統治する機構（立法府、行政府、司法府）を自分たちの手で自分たちを益するものとして造り上げる手順を、地域、文化、時代に叶うという制約の下、可能な限り正確に示したものです。

そうやって造り上げられた統治機構を構成する人びとは、公正な手順で国民から選ばれた人びと、国民の信任を得た

人びと、国民の監視の目に原則的にはいつも曝されている人びとであり、然るべき手順を踏めば平の国民自らがそうなり得る人びとなのです。国民自らが自らの手で自身を統治する機構を造り上げるのですから、統治機構を巡る責任は、当然ながらそれを造る国民が全てを負うものです。

憲法は権力者の手足を縛るものであることを第一義とするという発想は、今日私たちが知る様な民主主義が全く無かった一二一五年のイギリスで、特権階級である貴族たちの意向を無視してこれまたその上を行く超特権階級である国王が独断専行することを禁ずるということを、時の国王が認めたマグナ・カルタ（大憲章）の発想の域から一步も出ないものです。今の日本の統治機構に、天から降って来た様な不可解な特権を有する「権力者」など、どこにいますか。

先般の東京都知事選挙で「反権力」をスローガンにする立候補者が、記者会見で「都知事に選ばれたら巨大な権力を握ることになります」と質問され、しどろもどろになったことはまだ記憶に新しいところです。

一九世紀の半ば、論理学でも経済学でも政治学でも目を見張る活躍をし、自らも国会議員に選出されたJ. S. ミルは、幕末維新の日本にも多大の影響力を及ぼした『自由論』On Liberty（一八五九年）に次の様に書き記しています。

「イギリスにおいては、政治上の特別の事情に基づいて、世論の輒はヨーロッパの他の大多数の国々におけるよりも恐らく重いけれども、法律の輒はむしろ軽い。そして、立法権力または行政権力が私的行為に直接の干渉を加えようとすることに對しては、著しく警戒的である。但し、このことは、個人の独立に對する正当な尊重にもとづいては、むしろ、政府をもつて公衆に反對の利益を代表するものと看す習慣がいまなお存続していることにもとづいていない。」（岩波文庫、塩尻公明・木村健康訳、二二ページ）

今もなお慰せるところのないことばだと私は思いますが、如何。

（インド思想史・仏教史・日本思想史）